



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…四  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

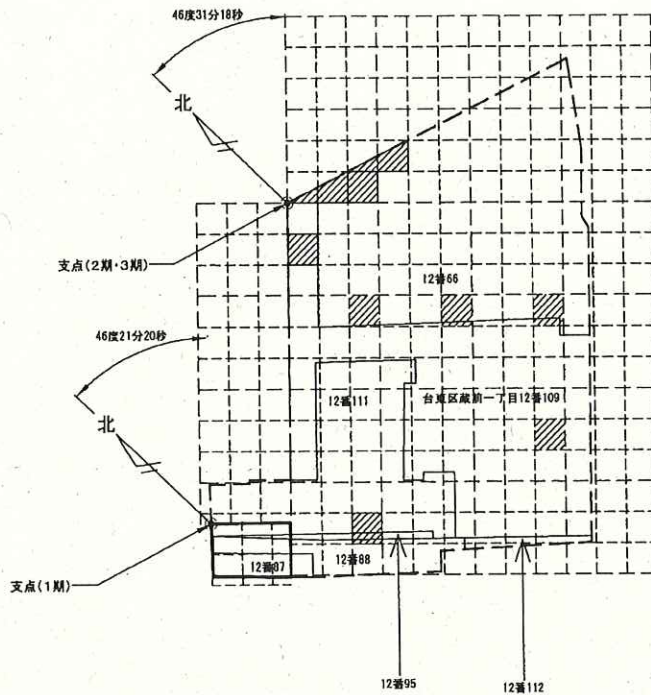
●東京都告示第二百十六号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（台東区蔵前一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画
- 筆境界
- - 敷地境界
- 1期敷地境界

支 点

2期・3期の支点は台東区蔵前一丁目12番109の最北端とする。

1期の支点は台東区蔵前一丁目12番111の一角の最北端とする。

【支点(2期、3期)の格子の回転角度(46度31分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点(1期)の格子の回転角度(46度21分20秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第二百十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物